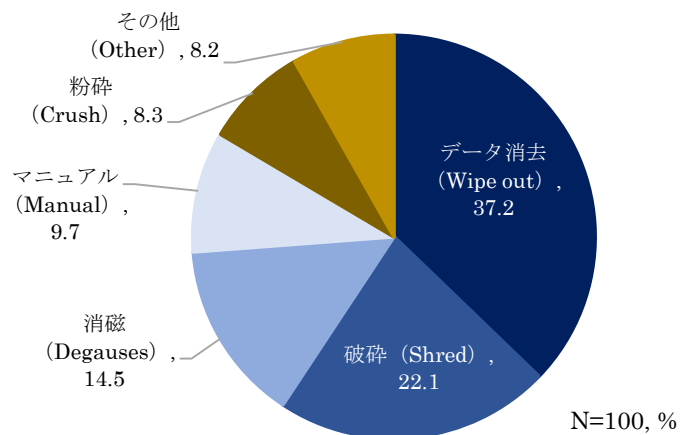


## 電子データの抹消

21世紀に入り、情報の電子化が飛躍的に拡大しています。行政や企業が保有する情報には、個人情報や営業情報など多くの機密情報が含まれていますが、こうした機密情報は電子化されて利活用されています。EUが2016年4月に採択し、2018年5月に施行された「EU一般データ保護規則」(GDPR: General Data Protection Regulation)や2017年5月に完全施行された改正個人情報保護法は、情報の電子化に対応することを主な目的としています。個人情報保護法は、現在改正に向けて準備が進んでおり、2020年3月10日にその改正案が公表されています。

IT化の進展と電子情報の利用拡大にあわせて、個人情報の適正管理に関する法規制は、今後も改正されると推測されます。行政や企業は、電子化情報の漏洩を防止し、適正に管理するとともに利用後には安全にデータを消去や抹消することが求められます。電子データの抹消方法としては、大きくデータ消去と記録媒体の破砕があります。2017年にITAM.ORGが実施した調査によると、「データ消去」が37.2%で最も多く、これに「破砕」(22.1%)、「消磁」※(14.5%)が続いています。



※ unnecessary magnetic force reduction, or removal processing.

### 電子データの消去基準

電子情報の消去や抹消基準としては米国が先行しており、国防総省の「消去基準」(Wipe Standard)、国家安全保障局の「メディア抹消ガイダンス」(Media Destruction Guidance)、米国標準技術研究所(NIST)の「メディア消去ガイドライン」(Guidelines for Media Sanitization, 2006)などがあります。これらの基準は、データの消去や記録媒体の抹消技術に関する基準で、データ消去から記録媒体のリサイクルに至る工程を視野に入れたものではありません。

一般社団法人機密情報抹消事業者協会は、これまで紙媒体に記録された機密情報の安全な抹消と記録媒体である紙のリサイクルという観点から適合証明基準の作成し、認定制度を導入しましたが、今年度より電子データの基準作りを目指した活動を開始します。

### KJMJKについて

KJMJKは、2014年7月1日に任意団体として発足し、2015年7月29日に一般社団法人に移行しました。2019年6月18日に団体名を一般社団法人機密情報抹消事業協議会から一般社団法人機密情報抹消事業者協会に変更し現在に至っています。セキュリティ及びリサイクルに配慮した機密情報抹消事業を奨励し、推進することにより、機密情報抹消市場の健全な発展に寄与することを目的として活動しています。

### 問合せ

事務局 〒151-0061 東京都渋谷区初台2-9-14-104

TEL: 03-6276-1992 / FAX: 03-6276-1993

jimukyoku@kjmjk.com

一社)機密情報抹消事業者協会